



業務効率化・職員の負担軽減のため ICT・ロボットの導入をご検討ください

支援記録から請求までやることがバラバラで非効率、職員の高齢化で利用者の介助が大変・・・。そのようなときはぜひ、**ICTやロボット**を導入してはどうでしょう。最初はぎこちないけれど、慣れれば便利さに気づくはず。スマホやWEB会議と一緒にです。

ぜひ積極的にご検討ください。

ICT導入モデル事業 補助金

ロボット等導入支援事業 補助金

補助対象 サービス種別

- ・障害福祉サービス
- ・障害者支援施設
- ・一般相談支援
- ・特定相談支援

- ・障害者支援施設
- ・共同生活援助
- ・居宅介護
- ・重度訪問介護
- ・短期入所
- ・障害児入所施設
- ・重度障害者等包括支援

補助対象 経費

記録・請求等の業務効率化及び
職員の負担軽減を目的とした
ICTの導入費用

- (例)
- ・職員間の効率的な情報共有を行うための情報端末
 - ・バックオフィス業務（勤怠管理、給与計算等）を転記作業なしで行うためのソフトウェア

①
介護業務の負担軽減や働きやすい
職場環境整備を目的とした介護
ロボット等の導入費用

- (例)
- ・介助者のパワーアシストを行う装着型又は非装着型の機器
 - ・浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器

②
見守り機器を効果的に活用する
ために必要な通信環境を整備する
ための経費

- ※障害者支援施設、共同生活援助のみ
(例)
- ・Wi-Fi環境整備
 - ・職員間の情報共有等を効率的に行うためのインカム

消費税及び地方消費税は対象経費に含みません。

申請方法等 (希望調査)

提出書類

- ・申請希望調査票（ICT）
- ※複数の業者から徴した見積書の写し、製品パンフレットの添付が必要です。

提出書類

- ・申請希望調査票（ロボット）
- ※複数の業者から徴した見積書の写し、製品パンフレットの添付が必要です。

申請期限

令和6年6月18日（火）必着

申請方法

次ページ記載の提出先にメールにて提出してください。
その際、メールの件名は「【補助金協議申請】ICT（ロボット）導入事業補助金」としてください。

次ページに続く

ICT導入モデル事業 補助金

ロボット等導入支援事業 補助金

補助率

3 / 4 (事業所負担 1 / 4)

※補助対象経費の上限額は、**1事業所あたり100万円**となります。

3 / 4 (事業所負担 1 / 4)

※**1機器あたり10万円以上のものが対象**となります。

※補助上限額は、**1機器あたり30万円** (移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション支援の場合)
100万円 (移乗介護、入浴支援の場合)

※**サービス種別ごとに補助対象経費の上限額**があります。

- ・障害者支援施設：210万円
- ・共同生活援助：150万円
- ・上記以外：120万円

交付にあたっての 主な要件

・ICT導入に伴う研修会に参加すること (下記参照)。

・客観的かつ定量的な指標に基づいてICT (又は介護ロボット等) の導入前後の比較を行い、**生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について県に報告**すること。

・導入製品の内容や導入効果等についてホームページ等により公表すること。

・上記の報告及び公表の内容について、県及び厚生労働省がICT (又は介護ロボット等) の活用事例として広く情報提供を行うことに同意すること。

注意事項

・ICT導入に関心のある事業所むけに、オンラインで研修会を開催します。**本研修の受講が補助金の交付を受けるうえでの要件の1つになっていますので、補助金の活用を検討されている場合は必ず受講**してください。
(昨年度の研修を受講された場合は受講不要です)

・**採択できる件数に限りがある**ため、調査票を提出いただいても補助金を活用いただけない可能性がありますのでご了承ください (補助金の活用は調査票の提出が前提となります)。

・令和6年度中に導入が完了するものが対象となります。

・**その他詳細な要件等は県交付要綱等を必ずご確認ください。**

【提出先・問合せ先】

鳥取県福祉保健部障がい福祉課 生活支援・指導担当

電話番号：0857-26-7193

メール：shougaifukushi@pref.tottori.lg.jp